

絶対に知るべきマイナンバー制度の 経営リスクとその対応策について

check このようなことはありませんか？

- ☐ そもそもマイナンバー制度についてよくわからない
- ☐ 同制度に対してどのような準備をしたらいいのかわからない
- ☐ 従業員へどのように説明したらいいのかわからない
- ☐ 特定個人情報の漏えい対策は不十分だと思う
- ☐ パソコンのセキュリティ対策は不十分だと思う

上記にひとつでも☑が入ったら下記の対象となる可能性があります



特定個人情報保護法！強化された罰則規定

行為	行為に対する法定刑
個人番号関係事務又は個人番号利用事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は併科（第67条）
上記の者が、不正な利益を図る目的で、個人番号を提供又は盗用	3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金又は併科（第68条）
人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入等により個人番号を取得	3年以下の懲役若しくは150万以下の罰金

出典：マイナンバー 社会保障・税番号制度概要資料20ページより http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangosach/pdf/h2702_gaiyou_siryou.pdf

個人番号の漏えい事故は、非常に厳しい懲役刑、若しくは罰金が科せられる可能性があります。

あなたの企業で取り組むべきマイナンバー対応は裏面へ

政府のガイドラインに沿った **4つの安全管理措置**

組織的安全管理措置

- ・組織体制の整備
- ・取扱規定等に基づく運用
- ・取扱状況を確認する手段の整備
- ・情報漏えい等事案に対応する体制の整備
- ・取扱状況の把握および安全管理措置の見直し

人的安全管理措置

- ・事務取扱担当者の監督
- ・事務取扱担当者の教育

物理的安全管理措置

- ・特定個人情報等を取り扱う区域の管理
- ・機器および電子媒体等の盗難等の防止
- ・電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止
- ・個人情報の削除、機器および電子媒体の削除

技術的安全管理措置

- ・アクセス制御
- ・アクセス者の識別と認証
- ・外部からの不正アクセス等の防止策
- ・情報漏えい等の防止

アイエムジェイがサポートします



(一般社団法人マイナンバー推進協議会 会員)



マイナンバー推進協議会とは、企業が円滑に制度を導入できるよう支援することを目的として、社会保障と税の専門家である「社会保険労務士」と「税理士」「公認会計士」の有志を会員として設立されました。

「社会保険労務士」と「税理士」「公認会計士」の有志を会員として設立されました。個人番号の利用が必須となる私たち専門家は、同制度によって厳格な安全管理措置を求められます。弊所は関わる全ての企業にとって、的確なサポートをご提供できるようにいち早くマイナンバー推進協議会に入会し新制度に対する造詣を深めております。まずは、無料の個別相談会（1時間のセミナー、1時間の個別相談）をご用意しております。安心してご相談ください。

「無料個別相談会」 お打ち合わせまでの流れ

FAX

本紙をFAX

1



日程調整

2



お打ち合わせ
スタート

3

FAX : 03-6278-9429

面談特典 (助成金ガイドブック)

プレゼント

貴社名

ご住所

〒

お名前

ご連絡先

TEL

FAX

ご記入いただいた情報は、(株)アイエムジェイのサービス・情報のご提供以外の目的には使用しません。(株)アイエムジェイは、個人情報保護法その他関係法令およびガイドライン等を遵守いたします。

株式会社アイエムジェイ 住所 東京都新宿区新宿 7-25-1

TEL 03-6278-9428 担当 奥村 info@imj.tv